

ロボコネク ト用 Sota 保守規約

第1条 (本規約の目的)

本規約は、ヴイストーン株式会社（以下、「弊社」という。）が自ら開発したテーブルトップコミュニケーションロボット Sota（ソータ）（以下「Sota」という。）における、保守のサービス（Sota 保守（スタンダード）及び Sota 保守（プロフェッショナル））の 2 種類があり、両者を合わせて以下、「Sota 保守」という。）に関して定めるものです。

※ 本規約は、「ロボコネク ト用 Sota」お申込時に、Sota 保守を併せてお申込いただいた方のみに適用されます。

第2条 (規約の適用)

1. 本規約における全ての事項は、Sota 保守に加入の申込をされるお客様（以下「お客様」という。）に適用されます。
お客様が Sota 保守の加入申込をするには、本規約を遵守していただくものとします。なお、Sota の修理の申込の際には、別途「ロボコネク ト用 Sota 修理サポート規約」にご同意いただく必要があります。
2. 本規約の内容と、ロボコネク トメンバーサイト等に記載された条件とが矛盾する場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

第3条 (Sota 保守（スタンダード）の内容)

1. Sota 保守（スタンダード）の対象期間は、Sota 保守の対象となる Sota のライセンス適用日から起算して 1 年間とします。
2. Sota 保守（スタンダード）の契約は、Sota 保守（スタンダード）利用料金の着金確認をもって正式な締結となります。
3. Sota 保守（スタンダード）への申込期限は、Sota へロボコネク トライセンスを適用後 1 週間以内に申し込んでいただくこととします。その後の申込はできません。
4. Sota 保守（スタンダード）の途中で解約はできません。
5. Sota 保守（スタンダード）に加入いただいた場合でも、自然損耗による破損以外の故障等により、明らかに有償修理となる場合には、元払いでの送付をお願いすることがあります。
6. 修理依頼をされる場合、事前にロボコネク トメンバーサイト等より申込をしてください。
7. 修理依頼をされる場合、Sota 販売時に梱包されていた箱を使用して輸送するものとし、それ以外の箱に入れて輸送された場合、箱の差し替え費用をご負担いただきます。
8. Sota 保守（スタンダード）のためにお客様からお支払いいただいた料金は、理由の如何を問わず返還しないものとします。
9. Sota 保守（スタンダード）の内容については、対象期間内の通常使用における自然損耗による Sota 本体の破損について、年間 3 回まで預かり修理での無償修理対応とします。
10. Sota の故障・不具合が自然消耗に該当するかは、弊社で設ける検査基準を元に判断することとします。
11. 修理が困難であると判断した場合、代替機の発送をもって修理に代える場合があります。その場合、交換前

の機体の所有権は弊社に移るものとし、交換後の機体をお客様に返却します。

12. 故障していない部品等（Sota の機能に影響しない傷、汚れなど）をお客様のご要望により交換する場合は、Sota 保守（スタンダード）の保証対象外となります。
13. Sota 保守期間経過後は、Sota 保守（スタンダード）の契約は自動的に終了します。
14. Sota 保守（スタンダード）は Sota 保守の対象となる Sota のライセンス適用日から起算して 3 年間まで延長が可能です。
15. Sota 保守（スタンダード）から、Sota 保守（プロフェッショナル）へのプラン変更は、保守期間中及び延長申込時に関わらずできません。
16. Sota 保守期間経過後は、Sota 保守（スタンダード）の延長申込はできず、Sota 保守期間内に再度延長の申込及び保守代金支払が必要です。
17. Sota 保守は、日本国内に限り有効です。

第4条 （Sota 保守（プロフェッショナル）の内容）

1. Sota 保守（プロフェッショナル）の対象期間は、Sota 保守の対象となる Sota のライセンス適用日から起算して 1 年間とします。
2. Sota 保守（プロフェッショナル）の契約は、Sota 保守（プロフェッショナル）利用料金の着金確認をもって正式な締結となります。
3. Sota 保守（プロフェッショナル）への申込期限は、Sota ヘロボコネクトライセンスを適用後 1 週間以内に申込まなければならないこととします。その後の申込はできません。
4. Sota 保守（プロフェッショナル）の途中での解約はできません。
5. Sota 保守（プロフェッショナル）に加入いただいた場合でも、年 1 回を超える自然損耗による破損以外の故障等により、明らかに有償修理となる場合には、元払いでの送付をお願いすることがあります。
6. 修理依頼をされる場合、事前にロボコネクトメンバーサイト等より申込をしてください。
7. 修理依頼をされる場合、Sota 販売時に梱包されていた箱を使用して輸送するものとし、それ以外の箱に入れて輸送された場合、箱の差し替え費用をご負担いただきます。
8. Sota 保守（プロフェッショナル）のためにお客様からお支払いいただいた料金は、理由の如何を問わず返還しないものとします。
9. Sota 保守（プロフェッショナル）の内容については、対象期間内の通常使用における自然損耗による Sota 本体の破損について預かり修理での無償修理対応、及び、対象期間内の自然損耗以外による Sota 本体の破損について年間 1 回まで預かり修理での無償修理対応とします。また、修理期間中に代替機を無償で貸し出します。
10. Sota の故障・不具合が自然消耗に該当するかは、弊社で設ける検査基準を元に判断することとします。
11. 自然損耗以外の故障とは、ユーザーの取扱不良による故障（例：落下や転倒の衝撃による故障、屋外利用による故障、車中や直射日光のあたる場所等の高温環境での使用による故障、改造・分解・加工行為による故障、水漏れによる故障、ホコリ・湿気・煙などが極端に多い場所での使用による故障等）、外部要因に起因する故障及び損傷（例：火災、天災、公害、塩害、異常減圧等）、接続している他の機器・不適当な非純正品・外部機器の使用に起因する故障及び損傷、ハードウェア部分に起因しない不具合（ヴイストーン株式会社開発ソフトウェア製品に起因する不具合、ウイルス感染による不具合等）等をいいます。

12. 修理が困難であると判断した場合、代替機の発送をもって修理に代える場合があります。その場合、交換前の機体の所有権は弊社に移るものとし、交換後の機体をお客様に返却します。
13. 故障していない部品等（Sota の機能に影響しない傷、汚れなど）をお客様のご要望により交換する場合は、Sota 保守（プロフェッショナル）の保証対象外となります。
14. Sota 保守期間経過後は、Sota 保守（プロフェッショナル）の契約は自動的に終了します。
15. Sota 保守（プロフェッショナル）は Sota 保守の対象となる Sota のライセンス適用日から起算して 3 年間まで延長が可能です。
16. Sota 保守（プロフェッショナル）から、Sota 保守（スタンダード）へのプラン変更は、保守期間中及び延長申込時に関わらずできません。
17. Sota 保守期間経過後は、Sota 保守（プロフェッショナル）の延長申込はできず、Sota 保守期間内に再度延長の申込及び保守代金支払が必要です。
18. Sota 保守は、日本国内に限り有効です。

第5条 （Sota 保守の加入について）

1. 別途「ロボコネク用 Sota 利用規約」にご同意いただく必要があります。
2. Sota1 台につき 1 契約に限ります。

第6条 （Sota 保守のキャンセルについて）

Sota 保守へ加入手続きをされた後、申込のキャンセルは受け付けません。

第7条 （料金の支払い方法）

Sota 保守に加入されるお客様は、Sota 保守の料金を、弊社より支払い方法案内後、1 週間以内に支払うものとします。

第8条 （弊社によるサービスの停止）

弊社は、お客様の行為が「ロボコネク用 Sota 利用規約」第 10 条に定める禁止事項のいずれかに該当する場合、お客様への事前通知のうえ、Sota 保守の停止、及び修理受付の拒否ができるものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第9条 （お客様情報の取扱い）

お客様の個人情報については、ロボコネクメンバーサイトの「Sota 保守サービス プライバシーポリシー」に準拠します。

<https://roboconnect.net/>

作成日：2016年8月24日

更新日：2017年12月22日

更新履歴

2017年8月1日	第1条	修正
2017年8月1日	第3条	修正
2017年8月1日	第4条	追加
2017年8月1日	第5条以下	条文番号変更
2017年12月22日	第4条11項	修正